

四日市市告示第172号

四日市市重度障害児手当支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害児手当支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害児手当支給要綱（令和2年四日市市告示第428号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

四日市市重度障害児手当に関する請求書（届）

受付印

年 月 日

請求<届出>者 住所 四日市市

氏名

(署名又は記名押印)

(続柄)

四日市市長

電話

()

請求・届の種類		認定請求書 ・ 未支給請求書 ・ 金融機関変更届 ・ 消滅届						
障 害 者 （ 受 給 者 ）	(ふりがな) 氏 名	□請求<届出>者と同じ			生年 月 日	・ ・ (満 歳)		
	住 所	□請求<届出>者と同じ						
	障 害 程 度	身体障害者手帳	種 級	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・	
		療育手帳	判定 A	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・	
		判定書	知能指数	判定書番号		判定年月日	・ ・	
精神障害者保健福祉手帳		1 級	手帳番号	第 号	有効期間			
□ 生活保護		・ 受給している ・ 受給していない						
□ 施設入所		・ している (施設名) ・ していない)						
備考	年 月 日 死亡・転出・生活保護受給・施設入所・障害程度変更 ()							
支 払 金 融 機 関	金融機関名		種別	店番号・口座番号		口座名義人(※)		
	銀行	支店	普通					
	金庫	支所						
農協	出張所							
※口座名義人は受給者本人に限る。(ただし、未支給手当請求の場合は届出人。)								
先順位者 (未支給手当の請求 の場合は記入)	配偶者	子	父母	孫	祖父母又は兄弟姉妹			
	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない			

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

様

四日市市長

四日市市重度障害児手当 認定請求却下 通知書

四日市市重度障害児手当について、下記のとおり認定請求を却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認 定 請 求 却 下	申 請 年 月 日	
	理 由	

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害児手当 資格喪失 通知書

四日市市重度障害児手当について、下記のとおり資格喪失しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
資格喪失	喪失年月日	
	理 由	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱（平成20年四日市市告示第90号）	第1号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式、第11号様式及び第12号様式	第1号様式、第6号様式及び第8号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		

<p>四日市市障害者（児）日 中一時支援事業実施要綱 （平成20年四日市市告 示第90号）</p>	<p>第1号様式、第6号様 式、第8号様式、第9号 様式、第11号様式及び 第12号様式</p>	<p>第1号様式、第6号様式 及び第8号様式につい ては、署名（法人その 他の団体にあつては、 代表者の署名）をし た場合に限る。</p>
<p><u>四日市市重度障害児手 当支給要綱（平成22 年四日市市告示第395 号）</u></p>	<p><u>第1号様式</u></p>	<p><u>署名をした場合に限 る。</u></p>
<p>（略）</p>		

（健康福祉部障害福祉課）